

関係機関との協議チェックリスト(災害防止条例用)

項 目	担 当 課	必要な手続	チェック欄			
			協議した箇所	該当	手続きが必要	
届出区域に関する協議	宅地造成工事規制区域	土地利用調整課				
	都市計画区域内	都市計画課				
	市街化区域					
	市街化調整区域					
	都市計画区域外					
	地域地区	用途地域	第一種低層住居専用地域	都市計画課		
			第二種低層住居専用地域			
			第一種中高層住居専用地域			
			第二種中高層住居専用地域			
			第一種住居地域			
			第二種住居地域			
			準住居地域			
			近隣商業地域			
			商業地域			
			準工業地域			
	工業地域	建築指導課				
	工業専用地域					
	風致地区	都市計画課	風致地区内における建築等の規制に関する条例(第2条)			
	都市計画施設(都市計画法)	道 路	都市計画課 街路整備課	建築の許可(法第53条)		
	土地区画整理事業区域内及び隣接地(土地区画整理法)		区画整理課	区域内における建築行為等の許可(法第76条)		
災害危険地域	急傾斜地崩壊危険区域(急傾斜地法)	鹿児島地域振興局	区域内の行為許可(法第7条)			
	砂防指定地の区域(砂防法)		指定地内の行為許可(法第4条)			
	地すべり防止区域〔郡山地域〕(地すべり等防止法)	鹿児島地域振興局	区域内の行為許可(法第18条)			
自然公園地域(桜島地域)(自然公園法)		鹿児島県 環境保護課	自然公園内の行為許可(法第17条等)			
農業地域	農 地(農地法)	農業委員会	農地転用及び権利移動の許可(法第4条、第5条)			
	農用地区域(農業振興地域の整備に関する法律)	農政総務課	農業地区の解除(法第7条)			
森林地域	保安林(森林法)	鹿児島農林水産事務所	保安林解除(法第26条、26条の2)			
	地域森林計画内の民有林(森林法)	生産流通課	1ha以上 林地開発の許可(法第10条の2) 1ha未満 伐採届(法第10条の8)			
埋蔵文化財包蔵地(文化財保護法)		教育委員会文化課	土木工事等のための発掘に関する届出(法第57条の2)			
土地取引	国土利用計画法に基づく届出	土地利用調整課	一団の土地の面積が下記以上の場合 ①市街化区域内 ⇒ 2,000㎡ ②上記以外の都市計画区域内 ⇒ 5,000㎡ ③その他の区域 ⇒ 10,000㎡			
	大規模取引等事前指導要綱 鹿児島県土地利用対策要綱	鹿児島県 地域政策課	・一団の土地の面積が、10,000㎡以上の場合、検討の必要有			
計画に関する協議	道 路	道路管理課・道路建設課・谷山建設課				
	公 園	公園緑化課				
	河 川	河川港湾課・道路建設課・谷山建設課				
	上 水 道	水道局水道整備課				
	公共下水道(汚水)	水道局下水道建設課				
	公共下水道(雨水)	河川港湾課・道路建設課・谷山建設課				
	簡易水道	環境衛生課・簡易水道組合				
	消防水利	消防局警防課				
	予定建築物・接道・位置指定道路	建築指導課				
	環境保全(騒音・振動等)	環境保全課				
	ごみ処理	清掃事務所・南部清掃工場				
	浄化槽	環境指導課				
	都市計画施設(道路等)	都市計画課・街路整備課				
	調整池協議	県河川課・市河川港湾課・道路建設課・谷山建設課				
	交差点協議	県公安委員会交通規制課				
	法定外公共物(里道・水路)	道路管理課・農地整備課				
国有林	林 野 庁					
道路トンネル	道路管理者					
新幹線トンネル	鉄道建設・運輸施設整備支援機構					
その他						

※届出地が法令に基づく区域に該当していないか、事前に関係機関と協議してください。
 ※協議を行った場合、該当区域内でなくても、「協議した箇所」にチェックを入れてください。
 ※手続きが必要とは、許可、認可、承認、届出等が必要な場合です。その際は、必要な内容を明記してください。
 ※その他関係機関と協議を行った場合は、その他の欄に適宜記入をお願いします。